

プレスリリース

平成16年2月20日
農林水産省

カナダからの生きた鳥類等の一時輸入停止措置について

- 1 本日、カナダ政府機関が公表した情報により、同国ブリティッシュコロンビア州の農場において、鳥インフルエンザ（血清亜型H7）が発見された旨確認された。
- 2 このため、同病の我が国への侵入防止に万全を期すため、カナダ産の生きた鳥類、これらの動物由来の肉・肉加工品等の輸入については、本日より一時停止することとし、関係機関に通知したところである。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

（参考）カナダからの輸入実績（平成14年度）

	家きん肉	家きん肉調製品
カナダ	43トン（0.01）	24トン（0.01）

資料：財務省 貿易統計、カッコ内は輸入総量に占める割合（％）

問い合わせ先
消費・安全局 衛生管理課
国際衛生対策室 国際衛生班
代表：03-3502-8111
（内線3190,3194）
直通：03-3502-8295
担当：釘田、吉田